

限度額適用認定証について

医療機関窓口に「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示をすることによって、同一医療機関等（入院・外来・歯科別）で同一月に支払う医療費（保険診療分）の一部負担金が、自己負担限度額までとなります。

【申請窓口】

宇都宮市役所保険年金課A-13番窓口または各地区市民センター・各出張所

【申請に必要なもの】

国民健康保険被保険者証・個人番号カード（通知カード）

代理人による申請（世帯主の印鑑が必要）も可能です。

- ※ 有効期限は毎年7月31日までとなり、更新手続きは8月1日より受付開始となります。
- ※ 限度額適用認定証は交付申請をした月の初日から有効です。
- ※ 多数回該当とは、過去12か月以内に高額療養費の該当が既に3回ある場合の4回目以降のことです。
- ※ 低所得者Ⅱの方で認定証を受けた後の合計入院日数が90日を超えた場合、申請していただくと申請日以降の食事代が減額されます。入院期間のわかるもの（領収書など）・保険証・世帯主の通帳をご用意の上申請してください。
- ※ 国民健康保険に加入している世帯員の増減や所得の更正等により適用区分が変更になる場合があります。

【自己負担限度額】70歳以上75歳未満（※平成30年8月改正）

市県民税 課税区分	区分		自己負担限度額	多 数 回 該 当 の 自己負担限度額	認定証の種類
課税	現役並 み所得 者	Ⅲ ※1	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	認定証は必要なし
		Ⅱ ※2	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	限度額適用認定証
		I ※3	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	
	一般		外 来（個人ごと） 18,000円	入院と世帯合算 57,600円	
非課税	低所得 者	Ⅱ ※4	8,000円	24,600円	限度額適用・標準 負担額減額認定証
		I ※5		15,000円	

※1 課税所得690万円以上の70歳以上75歳未満の被保険者がいる世帯

※2 課税所得380万円以上690万円未満の70歳以上75歳未満の被保険者がいる世帯

※3 課税所得145万円以上380万円未満の70歳以上75歳未満の被保険者がいる世帯

※4 同一世帯の世帯主と国保被保険者が市県民税非課税世帯の方

※5 同一世帯の世帯主と国保被保険者が市県民税非課税世帯で、かつ各種収入等から必要経費・控除（年金所得の場合の控除額は80万円）を差し引いた所得が0円となる世帯の方

【お問い合わせ先】

保険年金課 国保給付グループ

電話 028-632-2317